

公認心理師法附則第5条の対応について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室

公認心理師の概要

1.公認心理師制度創設の背景（公認心理師法案の提出理由）

近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

※ 平成27年9月9日成立・9月16日公布（議員立法）、平成29年9月15日全面施行

2.公認心理師とは

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。【名称独占】

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

3.公認心理師試験・登録

公認心理師試験：平成30年に第1回公認心理師試験を実施（毎年1回以上実施）

第5回試験は、令和4年7月17日（日）実施予定、令和4年8月26日（金）合格発表予定
合格後、公認心理師登録簿に登録されることで公認心理師となる。

資格登録者数：54,248人（令和4年3月末現在）

※ 試験事務・登録事務については、指定試験機関及び指定登録機関である「一般財団法人日本心理研修センター」が行う。

参考：公認心理師の活躍が想定される分野と公認心理師が位置付けられている主なもの等

保健医療分野：病院（診療報酬（施設基準）、がん診療連携拠点病院・小児がん拠点病院の要件に記載）など

福祉分野：児童相談所（児童相談所に設置する児童心理司の要件の一つとして記載）など

教育分野：学校（スクールカウンセラーの要件の一つとして記載）など

司法・犯罪分野：裁判所、刑務所、少年鑑別所、犯罪被害者支援 など

産業・労働分野：各事業所（事業者が行うストレスチェックの実施者の要件の一つとして記載）など

公認心理師法附則第5条への対応（案）

■ 令和4年度は公認心理師法（以下「法」という。）施行後5年目にあたり、法附則第5条に基づき施行状況についての検討が必要。

公認心理師法（平成27年法律第68号）

附則
（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公認心理師法案に関する附帯決議

（衆議院）

六 同法附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

（参議院）

六 本法附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

対応の方針(案)

<施行状況の確認> 施行状況に係る調査結果や試験実施状況等の取りまとめ資料を作成。

<ヒアリングについて> 公認心理師や保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に対し、公認心理師の活動状況及び関係者との連携についてヒアリングを実施。ヒアリング内容としては、連携を含む公認心理師の活用事例、公認心理師の配置による利点、養成や制度に関する意見、今後期待すること等を想定する。

<結果の報告> 施行状況・ヒアリングの結果及びそれをふまえた課題や方針等を障害者部会にて報告。（令和5年2月頃）

【今後のスケジュール（案）】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対応方針案 整理	障害者 部会 対応方針案 報告	関係団体・有識者へのヒアリング					内容のとりまとめ等				障害者 部会 結果報告